

## 犬猫等販売業者への規制強化を求める要望書

2019年3月19日

真に動物たちを守る動物愛護法改正を求める

有志一同

### 一、要望要旨

日本では、子犬や子猫を流通・小売業（ペットショップ）という業態で売るビジネスが、大規模に行われています。このビジネスを支えるために、全国各地で工場化した繁殖業（パピーミル、キトンミル）が営まれています。2012年に「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」が改正されて以降も、これら犬猫等販売業者による劣悪な飼育、動物虐待の事例が後を絶ちません。

そこでこの度、犬猫等販売業者を確実に適正化し、真に人と動物が共生する社会の実現を図るために、この度の動物愛護法改正において「8週齢規制」「各種数値規制」「繁殖業者の許可制」を実現していただくよう、要望いたします。

【8週齢規制について】8週齢（生後56～62日）に満たない子犬や子猫を生まれた環境から引き離すと、適切な社会化がなされず、人への攻撃行動などの問題行動を起こしやすくなるのが、国内外の研究者によって明らかになっています。問題行動は、飼い主にとって大きな負担となり、ひいては飼育放棄の可能性を高めてしまいます。また、現行の49日齢規制では、子犬・子猫の免疫力がちょうど不安定な時期に流通に乗ることから、繁殖から小売りまでの過程における子犬・子猫の膨大な死亡数につながっています。

【各種数値規制について】2012年の動物愛護法改正以降も全国で、犬猫等販売業者による劣悪な飼育、動物虐待が社会問題化しています。一方で地方自治体は、これら犬猫等販売業者に対して効果的な監視・指導を行っていません。その原因として多くの自治体職員が「動物愛護法のあいまいさ」をあげ、「具体的な数値規制があれば効果的な監視・指導ができる」と言います。数値規制として国際的に有効性が認められているのは特に、生涯の繁殖上限回数、繁殖上限年齢、飼育施設の広さ及び高さ、飼養施設内の温度や臭気、管理者1人あたりの飼育可能数です。

【繁殖業者の許可制について】親犬・猫の健康管理をしつつ遺伝性疾患の発生を予防できるよう適切な繁殖を行い、同時に、生まれたばかりの幼齢な子犬・子猫の心身の健康を維持するためには、高度な専門知識が必要です。ところが現行法では、繁殖業者は登録制となっており、必要書類を記入・提出しさえすれば誰でも繁殖業を営むことができる状態になっています。繁殖業者について、自動車の運転免許のような許可制を導入し、自治体による審査を経て限られた業者にしか繁殖業を営むことを認めない体制を確立する必要があります。

### 二、要望事項

1. 動物愛護法第22条の5にかかわる附則第7条を削除し、8週齢（生後56日）規制を実現すること
2. 動物愛護法第21条に、国際的な基準を踏まえうえて犬猫等販売業者について、生涯の繁殖上限回数、繁殖上限年齢、飼育施設の広さ及び高さ、飼養施設内の温度や臭気、管理者1人あたりの飼育可能頭数に関する数値基準を盛り込むこと
3. 動物愛護法第10条の規制水準を引き上げ、犬及び猫の繁殖業者に関しては許可制とすること

以上